

令和3年度第4回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年7月13日(火) 午後1時30分から午後3時23分

2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館) 5階 大会議室

3. 出席委員 (22名)

会長	4番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵	緑
委員	1番	安東和彦	委員	14番	福安	修
〃	2番	村田幸範	〃	15番	上田	壽一
〃	3番	河毛早苗	〃	16番	藏内	敏博
〃	5番	下田義男	〃	17番	砂川	重雄
〃			〃	18番	依藤	利一
〃	8番	川上信温	〃	19番	竹森	潔
〃	9番	猪口実	〃	20番	香川	恵
〃			〃	21番	柳田	和廣
〃	11番	中村精	〃	22番	石谷	隆
〃	12番	福田淳一郎	〃	23番	加藤	修
〃	13番	山田準二	〃	24番	岩永	正司

4. 欠席委員 (2名)

委員	7番	建部憲二	委員	10番	福田克彦
----	----	------	----	-----	------

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 13名)

邑美	竹内七郎	高草	民谷富男
湖東	村上文夫	国府町	小林徹
河原町	徳田寿秋	河原町	梶川和生
河原町	藤縄敏夫	河原町	漆原清志
用瀬町	小林照美	佐治町	山下増治
気高町	椿壽幸	鹿野町	谷口和人
青谷町	伊藤茂		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第	21号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	22号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第	23号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第	24号	非農地証明について
議案第	25号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第	26号	鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書の受理について
- (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (4) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (5) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (6) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (7) 農地の形状変更届出書の受理について
- (8) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 田中局長補佐 堀係長 坂本主任 西村・田中会計年度任用職員

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
事務局 長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、令和3年度第4回鳥取市農業委員会総会を開会します。</p> <p>(鳥取市農業委員会憲章唱和)</p>
事務局 長	<p>会長あいさつをお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
事務局 長	<p>最初に定足数の確認を行います。本日欠席農業委員は議席番号7番の建部委員、10番の福田克彦委員から欠席の報告をいただいています。24名中、22名の出席ということで、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、本会は成立していることを報告します</p> <p>以降につきましては、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、議席番号23番 加藤委員、24番 岩永委員にお願いします。</p> <p>それでは、議事に入ります。議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号7番から12番までの6件となります。整理番号7番につきましては贈与になっています。8番から12番につきましては売買となっています。</p> <p>譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりです。訂正をお願いします。整理番号11番の譲受人のアパート名が抜けていましたので、追加していただくようお願いします。</p>
議 長	<p>整理番号7番を審議します。担当推進委員の伊藤委員、報告をお願いします。</p>
伊藤委員	<p>農業委員、推進委員2名、譲受人の4名で現地確認しました。譲受人の妻と譲渡人は親子関係で贈与による所有権移転になります。</p> <p>場所は五本松と吉川で、五本松は柿がメインでブルーベリーや果樹などがあり、吉川の方は道沿いにあり、便利もいいということで自家野菜を作っておられます。</p> <p>数年前から譲受人が管理しており、この度所有権移転になったもの。現場はきちんと管理されており何ら問題ないと考えます。</p>
議 長	<p>引き続き、農業委員、石谷委員の報告をお願いします。</p>
石谷委員	<p>ただ今、推進委員が申した通り、私も確認しましたが、きちんと管理されており問題ないと報告します。</p>
議 長	<p>質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>ないようですので採決に入ります。</p> <p>整理番号7番につきまして、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、本案は原案のとおり許可決定といたします。</p> <p>引き続き整理番号8番を審議します。担当推進委員の小林委員報告をお願いします。</p> <p>(安東委員 退席)</p>

小林（照） 委員	この案件は、担当の農業委員が当事者のため、佐治地区担当の福安農業委員に現地確認を依頼しました。農業委員、推進委員、譲渡人、譲受人で現地確認しました。現地は耕地整理された水田で、中山間地域直接支払の対象地域です。全域に有害鳥獣対策としてメッシュを張っているところです。譲渡人の売買の理由の一つとして、自宅から遠く、トラクターでは時間がかかるとの事でした。 譲受人は、最近あちこちで農地を取得されており、農業経営に力を入れている会社の代表者です。まだ増やしていきたいとの事。地域の総事には必ず参加するとの事。農業機械もそろえており、今回の申請地は自宅から近くにあり、農業経験は5年だが、今後の活躍に期待しています。
議長	担当農業委員、福安委員の報告をお願いします。
福安委員	推進委員の報告に付け加えるならば、申請者の意欲がすごく感じられました。そういった方を農業者として支援していくことが必要で、チェックシートに基づきまして何ら問題なしとなっていることを報告します。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 整理番号8番につきまして、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案のとおり許可決定といたします。 引き続き整理番号9番を審議します。担当推進委員の小林委員報告をお願いします。
小林（照） 委員	農業委員、推進委員、譲渡人で現地を確認しました。この案件は、担当推進委員が当事者のため、小林の方が報告します。 譲渡人は、湖山の方に住んでおり、用瀬の家は空き家となっています。遊休地ですが草刈りをして管理されていました。譲受人の思いは、農地を守らなければいけないという強い信念を感じた。地域のリーダーとして頑張ってもらいたい。チェックシートに照らしても問題ありません。
議長	引き続きまして、担当農業委員、安東委員の報告をお願いします。
安東委員	先ほど推進委員が言われた通りですが、一言付け加えるならば、これまで機械設備を持っていなかった譲受人がトラクター、コンバイン、乾燥機、もみ摺り機、マニアスプレッター等を購入され、意欲をもって営農に取り組んでおられます。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 整理番号9番につきまして、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案のとおり許可決定といたします。 続きまして整理番号10番を審議します。担当推進委員の民谷委員報告をお願いします。
民谷委員	農業委員と現地確認し、譲受人にも確認しましたので報告します。県道に面した2筆、約5反半、非常に作りやすい農地で、昨年まで利用権設定があり地元の方が耕作し

ていました。今年は所有権移転の予定があり作付けしていない。ただし、耕耘はされていきました。

譲渡人は、元々は鳥取ですが、現在は大阪で農業経験もなく、当該地を買ってもらよういろいろ声掛けをして、仏事用の木や花を栽培出荷している浜村の方が買って農業をするということです。自宅から現地まで距離があることから確認したら、隣の東郷地区に農地を持っており、ここに来ることに問題はないといわれていました。

近くの農家からは、迷惑をかけなければいいよと言われており、農業経営の経験は少ないが、今回の所有権移転については問題ないだろうと判断しました。

議長 引き続きまして、担当農業委員、加藤委員の報告をお願いします。

加藤委員 推進委員が詳しく報告しており、付け加えることはありません。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。
整理番号10番につきまして、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認め、本案は原案のとおり許可決定といたします。
続きまして整理番号11番を審議します。担当推進委員の藤縄委員、報告をお願いします。

藤縄委員 農業委員と私、譲渡人、譲受人の4人で現地確認を行いました。
前は大雨が降ると水没していたが、地上げがしてあり、今はカボチャが植わっている。譲渡人は高齢で、果樹園や水田も所有しており、ここは売ってもいいかなということで売買としたところ。譲受人は、元々この地域の人であり、帰ってきて畑ができると喜んでおり、問題ないと判断した。

議長 引き続きまして、担当農業委員、田渕委員の報告をお願いします。

田渕委員 元は田であったが、雨が降ると水路から水が溢れすぐにつかるため、コンクリートで壁をつくって、地上げして畑としている。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。
整理番号11番につきまして、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認め、本案は原案のとおり許可決定といたします。
続きまして整理番号12番を審議します。担当推進委員の漆原委員報告をお願いします。

漆原委員 譲受人は数年前に大阪から鳥取の方に移住されまして、農業をやっておられます。現在作っている畑は、主にねぎを作っています。小さな畑は、住宅近くの畑です。
一生懸命農業をやっておられ、地域の中でも貢献されているとの事です。譲渡人は、高齢であれこれ始末したいということで売買となったものです。
現地の確認は、農業委員と譲受人、譲渡人と一緒に現地確認しました。

議	長	引き続きまして、担当農業委員、田渕委員の報告をお願いします。
田 渕 委 員		推進委員が報告した通り、大阪から I ターンで河原町に來られ、一生懸命就農されています。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので採決に入ります。 整理番号 1 2 番につきまして、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案のとおり許可決定といたします。 以上で議案第 2 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を終わります。
議	長	続きまして議案第 2 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号は 9 番と 1 0 番の 2 件となります。 整理番号 9 番、申請地は河原町長瀬、転用目的としましては駐車場となっており、農地区分は第 2 種農地、許可根拠は代替地なしです。 整理番号 1 0 番、申請地は賀露町南 4 丁目、転用目的として住宅建築、農地区分は第 2 種農地、許可根拠は集落接続となっております。
議	長	それでは整理番号 9 番を審議します。担当推進委員の徳田委員報告をお願いします。
徳 田 委 員		地目は水田ですが、長年、果樹園として栽培しており、果樹園を経営していく後継者がいないということで、果樹の木を伐採して畑ができるようにしていたが、後継者がいないということで、近所の建築屋さん土地を売却するのと、自分のところで駐車場として使用したいということで今回の申請となった。 現地の水田にはほとんど水が入らず、近所に個人の住宅があつて、果樹栽培の時、消毒等の苦情が出るということで果樹をやめられ、農業委員と確認したところ、もうこれ以上農業をやっていくのは難しいのではないかと思います。
議	長	続きまして担当農業委員 岩永委員の報告をお願いします。
岩 永 委 員		先ほど推進委員が説明されましたとおり、隣接農地がなく、荒れた状態で、いままで近所の迷惑になっていた。この度駐車場になるということで、近所の人は喜んでいる。チェックシートに基づいてみても何の問題もありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号 9 番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり許可決定いたします。 続きまして、整理番号 1 0 番を審議します。担当推進委員、村上委員の報告をお願いします。

村 上 委 員	農業委員と現地確認を行いました。申請人は高齢なので、長男と面談を行いました。ここはもともと住宅用地として分筆したところで、休耕地で荒地になっているところ です。土地改良区の了解も得ています。
議 長	続きまして担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川 上 委 員	担当推進委員の報告のとおりです。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号10番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定いたします。 以上で議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請について」を終了します。
議 長	続きまして、議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号14番から21番の合計8件です。 整理番号14番、申請地は佐治町刈地、転用目的として農業用施設、農地区分は第1 種農地、許可根拠は農業用施設等となっています。 整理番号15番、16番は関連していますので、一括して審議をお願いします。 申請地は賀露町南5丁目5筆賀露町南4丁目1筆です。転用目的としましては、道路 拡幅、農地区分は第1種農地、許可根拠は欠くことのできない通路等となっています。 整理番号17番、申請地は用瀬町鷹狩、転用目的としましては墓地、農地区分は第2 種農地、許可根拠は代替地なしです。 整理番号18番、申請地は鹿野町今市、転用目的としましては住宅建築、農地区分は 第3種農地、許可根拠は原則許可となっています。 整理番号19番、申請地は用瀬町鷹狩、転用目的は資材置場と駐車場、農地区分は第 3種農地、許可根拠は原則許可です。 整理番号20番、申請地は河原町長瀬、転用目的は資材置場と駐車場、農地区分は第 2種農地、許可根拠は代替地なしです。 整理番号21番、申請地は河原町曳田、転用目的として住宅建築、農地区分は第2種 農地、許可根拠は代替地なしです。
議 長	整理番号14番を審議します。担当推進委員、山下委員の報告をお願いします。
山 下 委 員	譲受人は勤め人のため父親と農業委員、私の3名で現地立会しました。譲受人は欠席 でした。現地の現状は、集落の上で、東面は農業倉庫、他の方のですが、南面は進入道 路、西と北面は5年以上耕作していない畑があり50cm以上の雑草が茂っている状態 でありました。 譲受人は、現在9反の水田を耕作してしまして、面積が増えたため、収納する倉庫を 探しており、現地の水田に近いところでもあり、周辺の農地の支障のないという判断で ここを見つけられたようです。 チェックシートを確認して問題ないと判断しました。
議 長	引き続き、担当農業委員、福安委員の報告をお願いします。
福 安 委 員	推進委員が報告した通り、何ら問題ないことを報告します。

議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号14番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定しました。 続きまして整理番号15番、16番を一括して審議します。担当推進委員、村上委員の報告をお願いします。
村 上 委 員		この転用目的は宅地開発をするためで農業委員と一緒に現地の確認をしました。道幅を6mに拡幅するためのものです。最終的には10,556㎡の宅地の開発を行うものです。地権者の一人から代表して隣接地の同意書等を確認しました。土地改良区にも確認し分筆を行う予定で、8月ごろから工事が始まるということでした。譲受人の事業計画等も確認しました。問題ないと思います。
議	長	引き続きまして、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川 上 委 員		担当推進委員の報告のとおりです。譲受人から事情聴取しましたし、譲渡人それぞれから事情聴取しました。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。柳田委員どうぞ。
柳 田 委 員		整理番号16番は少し離れているが関連事業なのか。
川 上 委 員		整理番号16番は公道から入るところで、6メートルの幅がなく、そこから整理番号15番までは既に6メートルの幅が確保されています。
議	長	質問・意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号15番、16番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定といたします。 続きまして整理番号17番を審議します。担当推進委員の小林委員、報告をお願いします。
小 林 (照) 委 員		農業委員、推進委員、譲受人の立会いの下で現地確認しました。現地の現況は梨畑の一角で、草刈りで管理されたところです。市道をまたいで水田と自家野菜の畑があり、工事は申請書の許可が出たらかかるということです。 チェックシートに照らして問題ないと判断しました。
議	長	引き続き、担当農業委員、安東委員の報告をお願いします。
安 東 委 員		今、推進委員が言われたように問題ないと報告します。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号17番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定しました。 続きまして整理番号18番を審議します。担当推進委員、谷口委員の報告をお願いします。
谷口(和)委員	員	農業委員と一緒に現地確認しました。予定地は山紫苑の近くでありまして、現地の隣には3軒ほど家が建っております。畑地になっておりその一部を住宅建築するものです。水路等にも問題ないです。
議	長	続いて担当農業委員 砂川委員の報告をお願いします。
砂川委員	員	ただいま推進委員が言った通り問題ありません。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号18番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定といたします。 続きまして整理番号19番を審議します。担当推進委員、小林委員の報告をお願いします。
小林(照)委員	員	農業委員、推進委員、譲受人の立会いのもと現地確認を行いました。現地は昨年まで 水稲を栽培していた田んぼで、稲刈り後は草刈りで管理されていました。 転用目的は、譲受人の会社が隣接しており、便利がよく、自己所有の資材置き場がなく 数か所に分散して置いてあり、営業車や自家用車を会社倉庫の前に止めており、これ を解消するために今回の申請になったものです。 隣接する耕作者の同意もあり、資材置場と駐車場ということで油の流出もないという ことです。用水路についても地元の水利組合から了承を得ています。 特に問題ないと判断しました。
議	長	続いて担当農業委員 安東委員の報告をお願いします。
安東委員	員	推進委員が詳しく丁寧に説明されましたので、付け加えることはありません。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号19番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定といたします。 続きまして整理番号20番を審議します。担当推進委員、徳田委員の報告をお願いします。
徳田委員	員	4条申請と同じ土地で、一つを自分のところの駐車場にして、残りを譲受人に売却して 資材置場と駐車場にするもので、4条申請の時に説明した通り何ら問題ありません。

議	長	続いて担当農業委員 岩永委員の報告をお願いします。
岩 永 委 員		図面を見てもらえばわかりますが、北側にあるのが譲受人の住宅兼会社で、現状手狭な状態で新たに資材置場、駐車場を確保するものです。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号20番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定といたします。 続きまして整理番号21番を審議します。担当推進委員、藤縄委員の報告をお願いします。
藤 縄 委 員		3条で審議いただいた、隣の農地で、周りの畑より若干下がっているところです。ここに2世帯住宅を建てたいということでした。
議	長	続いて担当農業委員 田渕委員の報告をお願いします。
田 渕 委 員		少し広めの住宅を建てたいということでした。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号21番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定といたします。 以上で議案23号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終了します。
議	長	引き続き議案第24号「非農地証明について」を議題とします。 今回も前月と同様に推進委員のみの報告をお願いします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号は65番から75番ですが、整理番号74番、申請地 松原につきましては取り下げになっております。市街化区域が整理番号66番の1件となっております。 申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載のとおりです。
議	長	整理番号65番を審議します。担当推進委員の竹内委員、報告をお願いします。
竹 内 委 員		農業委員、申請者、私の3人で現地確認しました。現況は約70年前から耕作されておらず原野化している。耕作放棄から20年以上経過し、農地行政上も特に支障のない土地に該当し問題ないと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号65番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。続きまして、整理番号66番、事務局で説明をお願いします。
事 務 局		申請地は岩吉、現況としましては、30年以上前から耕作しておらず、現況は駐車場として利用されている状況となっています。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地になります。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号66番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。続きまして整理番号67番を審議します。 担当農業委員、竹森委員報告をお願いします。
竹 森 委 員		申請人が担当推進委員の利害関係者となることから、私の方で報告します。事務局、推進委員、申請者で現地を確認しました。地目は畑ですが、現地は一団の墓地として活用されているところです。 当該地は長期間荒れ地となっており、現在は墓地となっています。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地だと判断します。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号67番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。続きまして整理番号68番を審議します。担当推進委員、小林委員の報告をお願いします。
小 林 (徹) 委 員		事務局、農業委員、推進委員の3名で現地確認を行いました。現地は20年以上耕作されていません。20年も放置された為、現在は原野化しています。非常に農地への復旧は困難と思われます。農地行政上も特に支障がないと認められる土地であります。この農地は県道が通っており2分割されています。北側は11㎡残っておりますし、南側は山裾の荒れた農地となっています。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号68番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。続きまして整理番号69番を審議します。担当推進委員、山下委員の報告をお願いします。

		ます。
山 下 委 員		申請人は車いす生活で高齢のため、立会を辞退され、事務局、農業委員、推進委員の3名で現地確認しました。現地は以前、昭和の時代は畑でした。梨園で平成に入り廃園となり、耕作されることなく20年以上になります。周辺は竹林、原野となっていることからチェックシートを確認して問題ないと判断しました。
議 長		では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号69番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 続きまして整理番号70番を審議します。担当推進委員、梶川委員の報告をお願いします。
梶 川 委 員		所有者が平成に亡くなられてから畑が放置され草が生え放題となっていました。令和2年に市が事業着手したため、現在は仮設事務所と駐車場になっております。今後、市が完成後、地区の公民館、あるいは活性化施設の用地として取得予定ですから、非農地として証明することは妥当であると判断しました。
議 長		では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号70番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 続きまして整理番号71番、72番を一括で審議します。担当推進委員、漆原委員の報告をお願いします。
漆 原 委 員		農業委員、申請者と一緒に現地を見てきました。現在は竹やぶになっています。平成8年ごろまでは果樹園をされていましたが、父親が亡くなり果樹園を廃園し、現在は竹やぶになっている状態です。復旧が困難な農地と判断しました。
議 長		質問・意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号71番、72番について原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 引き続き整理番号73番を審議します。担当推進委員、漆原委員の報告をお願いします。
漆 原 委 員		申請者は高齢のため、司法書士と一緒に現地を確認しました。以前から耕作されておらず山林化しており、行くのに大変苦勞するところで、復旧が困難な土地と判断しました。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号73番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 引き続き整理番号75番を審議します。担当推進委員、椿委員の報告をお願いします。
椿委員	員	農業委員、事務局、私の3名で現地を確認しました。20年以上前は製材所の材木置き場として使用されていました。次にコンビニが建ちまして、現在は閉鎖しており貸店舗となっております。問題ないと判断しました。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号75番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。以上で議案第24号「非農地証明について」を終了します。 続きまして、議案第25号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	局	別紙の農用地利用集積計画をご覧ください。 利用権の設定をしようとする者が、新規7件で更新が22件です。権利種別の内訳は、賃借権17件、使用貸借権12件の計29件となっています。面積は田67,022㎡、畑21,340㎡、その他1,684㎡の計90,046㎡となっています。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第25号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。 引き続き、議案第26号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	局	別紙となっている農用地利用配分計画(案)をご覧ください。 権利の種別として、賃借権が15件、使用貸借権が12件の計27件となっています。面積は、田30,437㎡、畑15,682㎡の計46,119㎡となっています。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>議案第26号「鳥取市農用地利用配分計画について」、原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。</p>
事	務	<p>訂正をお願いします。議案書17ページ「農地の形状変更届出書の受理について」の整理番号4番の所在地が抜けておりましたので追記をお願いします。</p>
局		<p>(質疑・意見なし)</p>
		<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について (2) 農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書の受理について (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について (4) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について (5) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (6) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について (7) 農地の形状変更届出書の受理について (8) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議	長	<p>これで令和3年度 第4回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。</p>
閉会 午後3時23分		